

あなたは国民健康保険に加入していますか？



もしもの病気や事故に備え、国民すべての方が何らかの健康保険に加入することになっています(国民皆保険制度)ので、未加入期間がないよう手続きしなければなりません。

現在、職場の健康保険等に加入資格がない方については、国民健康保険の加入手続きが必要ですので、保健課または各支所の保健係の窓口で至急手続きをお願いします。

※国民健康保険の加入手続きが遅れますと、短期間で保険税を納めることになりかねません。異動後14日以内に必ず手続きをしてください。

会社を退職後、手続きが遅れた場合の保険税についての参考例

<例>平成17年3月31日に退職し、本来ならば平成17年4月1日から国民健康保険へ加入しなければならなかったのですが、届出を怠り平成18年10月10日にしてしまった場合。

【加入者】 世帯主(38歳) 妻(35歳) 子(9歳)
 【課税所得】 平成16年中の算定対象となる所得額(世帯合計)・・・370万円
 平成17年中の算定対象となる所得額(世帯合計)・・・150万円



① まず、平成17年4月分から平成18年3月分までの保険税が平成17年度分として一括請求されます。

【平成17年度保険税額】

《所得に係る保険税額》 37万7,400円 {370万円×10.20% (所得に掛かる税率)}
 《世帯に係る保険税額》 3万4,000円
 《人数に係る保険税額》 8万4,000円 {2万8,000円×3人}

【合計】 49万5,400円

この金額が一括請求されます!!

② 次に、平成18年度分の保険税が請求されます。

ここで注意していただきたい事は、もしもきちんと手続きを済ませているならば18年度保険税額(下記参照)の1年間分(27万2,500円)を10期に分割して支払うこと(1期分が2万7,000円程度)になるのですが、手続きが遅れたため、1年間分の保険税額を、手続き後の11月から2月までの4期のみで支払うこと(1期分が6万8,000円程度)になり、1期当りの支払額が大きくなってしまいます。

【平成18年度保険税額】

《所得に係る保険税額》 16万500円 {150万円×10.70% (所得に掛かる税率)}
 《世帯に係る保険税額》 3万1,000円
 《人数に係る保険税額》 8万1,000円 {2万7,000円×3人}

【合計】 27万2,500円

※ちなみに、11月の支払い金額には平成17年度分が含まれますので下記のとおりになります!

平成17年度分 49万5,400円
 平成18年度分 約7万円(1期分)

【合計】 56万5,400円!!

★上記は医療分のみで算定していますが、年齢が40歳以上65歳未満の方が世帯にいる場合にはこれに介護分が加算されます。

★算定となる所得額が少ない場合には軽減等の措置がとられることがあります。

上記のケースにおいては最悪な場合を想定した計算結果です。延滞金等加算されることもありますので、このような結果にならないように必ず手続きをして下さい。

よくある質問・・・

Q: 仕事を辞めてから病院へは一度も受診したことがないのに、どうして保険税をさかのぼって支払わなければいけないのですか？

A: 国民健康保険は、もしもの病気や事故に備えて加入者が保険税を出し合い、加入者が安心して病院へかかるための助け合いの制度です。したがって、病院へかかり保険証を使ったから保険税を払わなければいけないということではありません。

今は病院へかかっていなくても、万が一大きな怪我や病気に遭い何百万という医療費の支払が必要になる時があるかもしれません。そういった場合にきちんと手続きをし、保険税を支払っておけば、多額の医療費に困ることはありません。

問い合わせ先 阿蘇市役所保健課 TEL 22-3167